平成２７年（フ）第３２号
北海道苫小牧市日新町４丁目10番10号　フローラ日新Ｂ102
債務者　中井　裕孝
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１０３号
仙台市太白区鹿野１丁目４番21―103号
債務者　藤枝　昭男
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２３８号
仙台市泉区南光台１丁目21番19号　ロフティアーバンⅡ―205
債務者　嶺岸　　文
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２６６号
仙台市宮城野区苦竹１丁目10番１号　高壮アパート202
債務者　浅野　　誠
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４９号
秋田市新屋元町１番14号
債務者　髙橋　佑丞
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６６号
秋田市泉中央２丁目28番１号
債務者　横山　昌樹
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７１号
秋田市川尻御休町４番23号　グランメール御休２―Ｄ
債務者　佐藤奈緒子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７号
茨城県常総市水海道森下町4382番地３、前住所茨城県取手市戸頭７丁目６番19号
債務者　飯泉　幸男
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１８２号
千葉市花見川区花見川７番18棟107号
債務者　光瀬　良子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２６９号
千葉県市原市瀬又611番地19　フォーアール誉田205
債務者　小林　芳和
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２８９号
千葉市中央区今井３丁目22番15号　Ｓｐｒｉｎｇ　ＣｏａｓｔⅡ205号
債務者　窪田　茉美（旧姓堀部）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８４号
新潟市東区山木戸２丁目５番12号　コーポあおぞら201号、前住所新潟市西区内野町842番地20
債務者　近藤　弘樹
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９１号
新潟市西区金巻1104番地の５
債務者　戸松真利江
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１００号
新潟県五泉市石曽根7260番地２
債務者　神尾　亜耶
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０９号
新潟市東区新石山１丁目５番地１　つつじガーデン石山、住民票上の住所新潟市中央区花園２丁目３番１号　プレステージ新潟902号
債務者　畑山　俊博
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７２号
山梨県韮崎市中島１丁目16番29号　斉藤アパート
債務者　藤原　祐作
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８４号
長野県松本市中条５－９、住民票上の住所長野県松本市渚２丁目８番13号
債務者　村上　仁美
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
長野地方裁判所松本支部